

議案第 79 号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 1 項中「390,000 円」を「404,000 円」に、「30,000 円」を「16,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市国民健康保険条例第 9 条第 1 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等の改正に伴い、加西市国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金及び産科医療補償制度に加入した場合に加算する金額を改正するもの。

【概 要】

	現 行	改正案
出産育児一時金	390,000 円	404,000 円
産科医療補償制度加入の場合の加算金	30,000 円	16,000 円
総 額	420,000 円	420,000 円

・ 施行期日 平成 27 年 1 月 1 日